

**埼玉県酒類販売事業者等協力支援金
(10月分)
オンライン申請マニュアル**

ご案内

◆提出が必要な書類一覧

(提出書類をご準備の上、電子申請を行ってください。)

①埼玉県酒類販売事業者等協力支援金 給付申請書

(※当サイトより電子申請の場合は不要です)

②本人確認書類【個人事業者のみ】

以下のいずれかの書類のコピー又は写真（住所の確認ができるもの）

運転免許証(両面)、マイナンバーカード(オモテ面)、写真付きの住民基本台帳カード(オモテ面)、在留カード、特別永住者証明書、外国人登録証明書、身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳、住民票及びパスポート、住民票及び各種健康保険証

●運転免許証(両面)



●パスポート+住民票



③酒類協力支援金の振込先の金融機関名・コード、支店名・コード、預金種別、口座番号、口座名義人（カナ）が分かる通帳等のコピー又は写真

※通帳を開いた1・2ページ目のコピー又は写真を添付してください。

※紙媒体の通帳がない場合は、電子通帳等の画像を提出してください。



④－１【基準月：2019年又は2020年】売上が確認できる書類のコピー又は写真

確定申告書類

（中小法人等の場合）

- ・法人税の確定申告書別表一の控え
- ・法人税の事業概況説明書の控え（両面）

Form 1023: Corporate Tax Return (Main Table). This is a detailed form for reporting corporate tax, including sections for income, deductions, and tax payments. It is titled '法人税の確定申告書別表一'.

Form 1024: Corporate Business Overview Statement. This form provides a detailed overview of the company's business activities, including sales, expenses, and other financial data. It is titled '法人事業概況説明書'.

Form 1025: Corporate Tax Return (Summary Table). This form provides a summary of the corporate tax return, including key figures and calculations. It is titled '法人税の確定申告書別表二'.

（個人事業者の場合）

- ・所得税の確定申告書第一表の控え
- ・所得税青色申告決算書（2枚：1・2ページ目）（青色申告の場合に限る）

Form 1040: Individual Income Tax Return (Main Table). This form is used for reporting individual income tax, including sections for income, deductions, and tax payments. It is titled '所得税の確定申告書第一表'.

Form 1041: Individual Income Tax Return (Summary Table). This form provides a summary of the individual income tax return, including key figures and calculations. It is titled '所得税青色申告決算書'.

Form 1042: Individual Income Tax Return (Summary Table). This form provides a summary of the individual income tax return, including key figures and calculations. It is titled '所得税青色申告決算書'.

※2019年と2020年を基準年とする場合は両方提出していただく必要があります。

※確定申告書第一表の控えには収受印が押印（税務署でe-Taxで申告した場合は、受付日時が印字）されていること、自宅からe-Taxで申告した場合は受信通知（メール詳細）の添付が必要です。

※個人事業者では、お持ちの確定申告書に収受日付印（受付日時の印字）が押されていない場合又は、受信通知（メール詳細）のいずれも存在しない場合には、提出する確定申告書類の年度の「納税証明書（その2 所得金額用）」を提出することで代替することができます。この場合、収受日付印のない確定申告書類の控えと納税証明書を提出してください。

中小法人等では、月間収入が確認できる書類（税理士による署名がなされたもの）を提出することで代替することができます。

※提出いただく確定申告書の受付日以降に法人の情報が変更されている場合は、法人の履歴事項全部証明書を併せて提出してください。

※マイナンバーが記載されている場合は、該当部分を黒塗り等してください。

④－２【対象月：2021年】帳簿書類、売上台帳等

※基本的な事項（対象月、日付、商品名、販売先、取引金額、合計金額等）が記載されているものを提出してください。形式の指定はありません。

※帳簿書類、売上台帳等で2021年の10月の売上を確認しています。

＜売上台帳として確認できる書類の例＞

- ・経理ソフトから抽出した売上データ
- ・エクセル等で作成した売上データ、手書きの売上帳の写しなど

(例) 売上台帳 2021年10月			
売上日	摘要		売上
10月1日	〇〇店	商品A	11,000
10月5日	△△屋	商品B	55,000
10月12日	(株) ◆◆	商品A	38,500
10月20日	〇〇〇協力金		100,000 ※
10月19日	(株) ◆◆	商品A	55,000
10月26日	(株) ◆◆	商品B	55,000
10月30日	◇◇◇店	商品A	165,000
10月計			479,500
479,500-100,000 (〇〇〇協力金) =			379,500

※新型コロナウイルス対策に関連する給付金等は売上に計上しない

⑤酒類の提供停止等を伴う休業・時短営業要請に応じた飲食店等と反復継続した取引をしていることがわかる書類のコピー又は写真

【基準月：2019年又は2020年の書類をご提出ください】

(例) 請求書、納品書、領収書、帳簿書類、取引をしている通帳など

※反復継続した取引とは、基準月における取引が月に2回以上あるものを指します。ただし、取引の形態によって複数回の取引を行っていない場合は、1回の取引のみでも可とします。

※記載する取引内容が確認できる書類（納品書、領収書等）について、各月1回の取引分の資料を提出してください。

※酒類が含まれない取引は、取引実績にカウントしません。

※緊急事態措置やまん延防止等重点措置等に伴い、酒類の提供停止等を伴う休業・時短要請に応じた飲食店等との取引が対象となります。対象時期や区域にご注意ください。

なお、埼玉県内は全域の飲食店等が対象となりますので、県内の飲食店等との取引がある場合は優先して入力してください。

※飲食店等との取引が間接である場合には、飲食店等との間に経由した全ての事業者等との取引内容が確認できる書類を提出してください。

〒123-4567 東京都●●区●●町1-2-3 株式会社サイタマレストラン(例)		納品書 (例)		納品No. 1234567890 納品日 2020年10月01日	
下記のとおり、納品致します。					
合計金額 ¥759,000 支払条件 月末締め翌月払		株式会社埼玉産業 〒123-4567 埼玉県●●市●●区1-1-1 TEL: 01-2345-6789 FAX: 01-2345-6789			
品名	数量	単位	単価	金額	備考
〇〇〇〇〇〇	10	箱	9,000	90,000	〇〇〇〇〇〇〇〇
〇〇〇〇〇〇一式	5	セット	120,000	600,000	〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇
小計				690,000	
税率				10%	
消費税				69,000	
合計				759,000	

間接取引の場合は飲食店等との間に経由した全ての事業者等との取引内容が確認できる書類を提出してください。

例：申請者X → 卸売Y → 飲食店等Z の取引の場合、
XからYに対する納品書や請求書に加えて、
① YからZに対する納品書や請求書
② YがXから購入した商品をZに販売したことを認める書類
のいずれか

5

1. 支給対象の確認

1.TOPページにて中ほどの「申請方法について」の項目内にある赤枠内の「こちらの支給対象の確認」をクリックして申請を開始してください。

※既に7・8・9月分をオンラインにて申請済の方は申請要領を確認の上、「[こちらからログイン](#)」より10月分の申請をしてください。

埼玉県酒類販売事業者等協力支援金(10月分)

はじめての方へ

ログイン

申請する

誓約事項

誓約事項

申請

申請確認

個人情報の取扱いについて

NEWS & TOPICS

埼玉県酒類販売事業者等協力支援金(10月分)

申請期間：2021/11/1(月)～2022/2/15(火)

概要

埼玉県酒類販売事業者等協力支援金の申請要領は[こちら](#)をご確認ください。
なお、事業の詳細については埼玉県ホームページ「[埼玉県酒類販売事業者等協力支援金について](#)」よりご確認ください。(外部サイトにリンクしています。)

給付対象者

- ・2021年10月の月間売上が、2019年又は2020年の同月比で15%以上減少している事業者(売上減少率が50%以上70%未満の場合を除く)
- ・2021年10月の月間売上が、2019年又は2020年の同月比で50%以上減少している場合は、国月次支援金を受給している事業者

申請方法について

新規申請をする方は申請要領を確認の上、
[「こちらの支給対象の確認」](#)から申請をしてください。

既に7月、8月、9月分をオンラインにて申請済の方は
申請要領を確認の上、
[「こちらからログイン」](#)より10月分の申請をしてください。

1. 支給対象の確認

※7月・8月・9月分を既に申請頂いている方は「ログイン」から10月分の申請をお願い致します。
※4・5・6月のみ申請している方・未申請の方は新規利用登録から申請をお願いいたします。

The screenshot shows a web application interface for a support system. On the left is a sidebar menu with a green header 'はじめての方へ' (For first-time users). Below it, a red box highlights a 'ログイン' (Login) button. Further down, under the '申請する' (Apply) section, are links for '誓約事項' (Terms of Service), '申請' (Apply), and '申請確認' (Check Application). At the bottom of the sidebar is a link for '個人情報の取扱いについて' (About Personal Information Handling). The main content area is titled '申請者情報登録' (Applicant Information Registration) and has a 'ログイン' (Login) link in the top right. A paragraph explains the process for first-time users and those who have already applied. Below this, there are two columns: 'ログインID・パスワードをお持ちの方' (For those with login ID and password) and '初めての方' (For first-time users). The first column contains input fields for 'ログインID' (Login ID) and 'パスワード' (Password), with a 'ログイン' (Login) button. The second column has a green '新規利用登録' (New User Registration) button highlighted with a red box. A red callout bubble points to this button with the text '未申請の方はこちら' (For those who have not applied, click here). At the bottom of the main area, there is a link 'パスワードを忘れた方はこちら' (Click here if you forgot your password) and a note about password notifications. The footer includes a 'PAGE TOP' link with an upward arrow.

はじめての方へ

ログイン

申請者情報登録

ログイン

初めてオンライン申請される方は、右下の【新規利用登録】からお進みください。すでにオンライン申請を済ませている方は、ログインID、パスワードの入力により、申請状況を確認することができます。なお、ログインID及びパスワードは忘れずに保管してください。

ログインID・パスワードをお持ちの方 初めての方

ログインID(E-mailアドレス)とパスワードを入れてください。

ログインID:

パスワード:

ログイン

新規利用登録

未申請の方はこちら

パスワードを忘れた方はこちら

※電子メールによるパスワードの通知を希望されない場合は、お手数ですが電話にてコールセンターまでお問い合わせください。

↑ PAGE TOP

1. 支給対象の確認

2. (A) (B) に10月の月間売上をそれぞれ入力してください。
3. 国月次支援金の受給についてご回答頂き、「申請登録へ」をクリックしてください。
(※売上減少率が50%未満の事業者はいいえを選択してください。)

はじめての方へ

ログイン

申請する

誓約事項

誓約事項

申請

申請確認

個人情報の取扱いについて

支給対象の確認

本支援金の対象者の確認のため、下記のとおり入力と確認をお願いしております。

給付対象

- ・2021年10月の月間売上が、2019年又は2020年の同月比で15%以上減少している事業者(※売上減少率が50%以上70%未満の場合を除く)
- ・2021年10月の月間売上が、2019年又は2020年の同月比で50%以上減少している場合は、国月次支援金を受給している事業者

入力内容について

①(A) 今年(2021年)10月の月間売上と(B) 2019年又は2020年の同月の月間売上をご入力ください。

②売上減少率が50%以上の場合は、月次支援金を受給しているか回答してください。
※売上減少率が50%未満の事業者はいいえを選択してください。

★は必須項目です。

2021年10月の月間売上(A) ★

2019年又は2020年の10月の月間売上(B) ★

売上減少額(B-A) = (C)

売上減少率(1%未満切り捨て)
(C) ÷ (B) × 100% = (D)

売上減少率が50%以上の場合は、国月次支援金を受給していますか ☐はい ☐いいえ

★

**本支援金は、売上減少率15%以上
(売上減少率が50%以上70%未満の場合を除く)
かつ
50%以上減少している月は、国月次支援金を受給している
事業者が対象です。**

1. 支給対象の確認

事業対象外の場合

4. 下記のページが表示された場合は本支給金への申請はできません。

※月間売上の減少率が50～70%未満の場合は、埼玉県外出自粛等関連事業者協力支援金の給付対象となる場合があります。

はじめての方へ

ログイン

申請する

誓約事項

申請

申請確認

個人情報の取扱いについて

支給対象の確認

入力内容が次のいずれかに該当するため、当協力支援金の給付対象となりません。

- ・月間売上の減少率が15%未満
- ・月間売上の減少率が50%以上で国月次支援金を受給していない
- ・月間売上の減少率が50%以上70%未満

なお、月間売上の減少率が50～70%未満の場合は、埼玉県外出自粛等関連事業者協力支援金の給付対象となる場合があります。下記をご確認ください。

<https://www.pref.saitama.lg.jp/a0801/saishutsu-shienkin.html>(こちらから外部サイトに遷移します)

1. 支給対象の確認

支給対象の場合

5.「申請者様の個人情報の取扱いについて」をご確認頂き、「承認する」をクリックしてください。
※承認頂けない場合は申請ができませんので、ご了承ください。

はじめての方へ

ログイン

申請する

誓約事項

誓約事項

申請

申請確認

個人情報の取扱いについて

申請者情報登録

新規登録

申請者様の個人情報の取扱いについて

1. 個人情報の取得・利用について
申請者様からお預かりした個人情報は、「埼玉県酒類販売事業者等協力支援金」に係る審査・支給事務、本県で実施している他の協力金等との重複受給の審査、関係府省庁・県庁内の関係部局・関係市町村への報告・提供、申請者へのお知らせに利用し、それ以外の利用は致しません。
2. 個人情報の管理について
申請者様の個人情報を常に正確かつ最新の状態で管理するよう努めるとともに、以下の安全管理のための措置を講じます。
申請者様の個人情報に関する不正アクセス、漏えい、滅失、き損等に対する必要な監督を行います。
申請者様の個人情報の取り扱い状況等について定期的な監査を実施し、個人情報保護マネジメントシステム（個人情報保護に関する取り組み）の検証および必要に応じた安全措置の改善を行います。
3. 申請者様からの問い合わせについて
個人情報の取り扱いに関するお問い合わせは、「埼玉県酒類販売事業者等協力支援金」に関するお問い合わせ窓口にお寄せください。

承認する 承認しない

↑ PAGE TOP

2.申請者情報登録

1.申請種別を「個人事業者」「中小法人等」からご選択ください。

※種別により入力項目が異なりますので、お間違いないようお気をつけ下さい。

※登録後は種別の変更はできませんので、ご注意ください。

はじめての方へ

ログイン

申請する

誓約事項

誓約事項

申請

申請確認

個人情報の取扱いについて

申請者情報登録

新規設定

※E-mailアドレス（ログインID）、パスワードは、申請後の内容確認の際必要になりますので、忘れないようにご注意ください。

★は必須項目です。

【申請種別】★
☐ 個人事業者
☐ 中小法人等

【申請担当者情報】
★氏名：
(例：日本) (例：太郎)
★氏名フリガナ：
(全角カタカナ) (例：ニホン) (例：タロウ)
★申請担当者所属先：
★申請担当者連絡先： - - (例：090-1111-2222)
※日中に連絡が取れる連絡先を入力してください。
★E-mailアドレス：
★E-mailアドレス(確認用)：
(同じものをもう一度入力してください)
★パスワード： (半角英数のみ)
※個人情報を守るために必要です。類推されにくい半角英数6文字以上でご記入ください。
★パスワード(確認用)：
(同じものをもう一度入力してください)
【4・5・6・7・8・9月分申請状況】
★4・5・6・7・8・9月分申請状況：☐ 申請済み ☐ 未申請
【所有免許情報】※酒類協力支援金（4・5・6・7・8・9月分）の申請が済んでいる場合は、改めて入力する必要はありません。

2. 申請者情報登録

※入力例に従って申請者情報登録を行ってください。

※登録後は変更はできませんので、ご注意ください。

【個人事業者の方】

★郵便番号： 330 - 9301 (例： 160-0011) 住所を自動入力

★都道府県： 埼玉県 ▼

★自宅住所： さいたま市浦和区●●1-2-3

★氏名： 浦和太郎

★氏名(フリガナ)： ウラワタロウ
(全角カタカナ)

★生年月日： 1900/4/1

★連絡先電話番号： 048 - 1234 - 5678 (例： 03-1111-2222)

★開業年月日： 1930/8/1

例) 「1975/5/5」半角英数
で入力してください。

【中小法人等の方】 ※県内の本社又は主たる事業所の所在地を入力してください。

★郵便番号： 330 - 9301 (例： 160-0011) 住所を自動入力

★都道府県： 埼玉県 ▼

★所在地住所： さいたま市浦和区●●1-2-3

★法人名： 株式会社埼玉産業

★代表者職名： 代表取締役

★代表者氏名： 浦和 太郎

★代表者氏名フリガナ： ウラワ タロウ

★代表者生年月日： 1900/4/1

★設立年月日： 1930/8/1

★常時使用する従業員数： 00名

★資本金の額(出資の総額)： 123456789円

★法人番号： 1234567890123

例) 「1975/5/5」半角英数
で入力してください。

・法人番号は13桁の番号です。
・番号が分からない場合は、「国税庁法人番号
公表サイト」で確認できます。

2.申請者情報登録

【4・5・6・7・8・9月分申請状況】を入力してください。

※酒類協力支援金（4、5、6、7、8、9月分）の申請が済んでいる場合は、以下の情報は入力いただく必要はありません。

⑥所有免許情報及び酒類販売業免許又は酒類製造免許を有することが分かる書類のコピー又は写真

③振込先口座情報及び酒類協力支援金の振込先の金融機関名・コード、支店名・コード、預金種別、口座番号、口座名義人（カナ）が分かる通帳等のコピー又は写真

④-1 売上が確認できる書類のコピー又は写真(【基準月】確定申告書類)

注)事務手続き上必要となりますので、対象月(10月)の売上減少率が15%以上30%未満の場合は、前月(9月)の同書類も提出してください。なお、9月分の酒類協力支援金の申請が済んでいる場合は、改めて提出していただく必要はありません。

【4・5・6・7・8・9月分申請状況】

★ 4・5・6・7・8・9月分申請状況： ☐ 申請済み ☐ 未申請

【所有免許情報】※酒類協力支援金（4・5・6・7・8・9月分）の申請が済んでいる場合は、改めて入力いただく必要はありません。

【酒類販売免許】氏名又は名称：

2.申請者情報登録

酒類の製造又は販売にかかる免許の情報を以下に記入してください。

※入力例に従って申請者情報登録を行ってください。

※登録後は変更はできませんので、ご注意ください。

申請者の免許情報を確認するため、登録されている正確な情報を記載してください。

【所有免許情報】

【酒類販売免許】氏名又は名称：

【酒類販売免許】販売場名称：

【酒類販売免許】販売場の所在地：

【酒類製造免許】製造者名：

【酒類製造免許】製造場名称：

【酒類製造免許】製造場の所在地：

県名から入力してください。

販売場又は製造場が複数ある場合は、
主要なものを1つお書きください。

2.申請者情報登録

2.すべての必要項目を入力し、必要ファイルをアップロードし、「確認画面へ」をクリック

3.内容に間違いが無ければ「登録」をクリックし、申請者情報登録は完了です。

※申請手続きは完了していません。引き続き次ページ以降の順序で手続きが必要です。

添付書類については
P2～P4をご確認の上、
アップロードをお願いします。

④-2 売上が確認できる書類【対象月】確定申告書類
(注)事務手続き上必要となりますので、対象月(10月)の売上減少率が15%以上30%未満の場合は、前月(9月)の同書類も提出してください。なお、酒類協力支援金(9月分)の申請が済んでいる場合は、改めて提出していただく必要はありません。

(中小法人等の場合)

- ・法人税の確定申告書別表一の控え
- ・法人税の事業概況説明書の控え(両面)

(個人事業者の場合)

- ・所得税の確定申告書第一表の控え
- ・所得税青色申告決算書(2枚)(青色申告の場合に限る)

※確定申告書は基準月が含まれているものがが必要です。

※確定申告書第一表の控えには収受印が押印(税務署でe-Taxで申告した場合は、受付日時が印字)されていること、自宅からe-Taxで申告した場合は受信通知(メール詳細)の添付が必要です。

※提出いただく確定申告書の受付日以降に法人の情報が変更されている場合は、法人の履歴事項全部証明書を併せて提出してください。

※酒類協力支援金(4・5・6・7・8・9月分)の申請が済んでおり、確定申告書類が同一である場合は、アップロードしていただく必要はありません。

ファイルを選択 選択されていません

ファイルを選択 選択されていません

ファイルを選択 選択されていません

ファイルを選択 選択されていません

ファイルを選択 選択されていません

ファイルを選択 選択されていません

ファイルを選択 選択されていません

ファイルを選択 選択されていません

⑥酒類販売業免許又は酒類製造免許を有することが分かる書類のコピー又は写真

※酒類協力支援金(4・5・6・7・8・9月分)の申請が済んでいる場合は、アップロードしていただく必要はありません。

※例：酒類販売業免許通知書、酒類製造免許通知書、酒類販売業免許資格証明書 等

ファイルを選択 選択されていません

戻る

確認画面へ

注)「④-2 売上が確認できる書類のコピー又は写真【対象月】帳簿書類、売上台帳等」

「⑤ 酒類の提供停止を伴う休業・時短営業要請に応じた飲食店等と反復継続した取引をしていることがわかる書類のコピー又は写真」

「⑦ 国月次支援金の給付通知書(月次支援金の振り込みのお知らせ)のコピー又は写真」は次の申請画面での提出となります。

3.誓約事項確認

1.自動で誓約事項確認ページに遷移いたします。

誓約事項本文が下記に表示されない場合は、お手数をお掛け致しますが、「誓約事項」という表示をクリックしてください。

はじめての方へ

申請者情報確認

ログアウト

申請する

誓約事項

誓約事項

申請

申請確認

個人情報の取扱いについて

誓約事項

項目一覧

下記内容をご確認頂き、同意して頂ける場合は、選択項目欄(画面左側)中央の口をクリックした後に、画面下部の「承諾する」をクリックしてください。
※誓約事項本文が下記に表示されない場合は、お手数をお掛け致しますが、「誓約事項」という表示をクリックしてください。

→ 誓約事項

3. 誓約事項確認

2. 誓約事項の内容をご確認頂き、選択欄のチェックボックス3か所を全てクリックし、チェックを入れてください。

3. 下部の「承諾する」ボタンをクリックして、誓約事項への同意は完了となります。

はじめての方へ

申請者情報確認

ログアウト

申請する

誓約事項

申請

申請確認

個人情報取扱について

誓約事項

(誓約事項)

下記内容をご確認頂き、同意して頂ける場合は、選択項目欄(画面左側)中央の ☐ をクリックした後に、画面下部の「承諾する」をクリックしてください。
※誓約事項本文が下記に表示されない場合は、お手数をお掛け致しますが、「誓約事項」という表示をクリックしてください。

★ は必須項目です。

利用者 ★

誓約事項 ★

私は、「埼玉県酒類販売事業者等協力支援金」の給付を申請するに当たり、下記の内容について誓約します。相違がないことを確認いただき、☐ をチェック (✓) してください。

選択	内容	内容説明
☐	確認	以下の全ての要件に該当しています。 ①埼玉県内に本店・住所を有する中小法人等又は個人事業者です。 ②酒類販売業者又は酒類製造業者です。 (酒類販売免許又は酒類製造免許を有しています。) ③2021年10月に、2021年9月30日をもって緊急事態措置区域から除外された都道府県において、酒類の提供停止を伴う休業要請等(酒類の提供停止を伴わない営業時間短縮要請を含む)に応じた飲食店等との直接・間接の取引があることによる影響を受けています。 ④2021年10月の月間売上が2019年又は2020年の同月と比較して15%以上減少しています。また、売上が50%以上減少している場合は国月次支援金を受給しています。 ⑤2021年4月1日時点において事業を行っており、引き続き、県内で事業を継続する意思があります。 ⑥埼玉県外出自衛隊等関連事業者協力支援金(10月分)を重複して申請していません。 ⑦地方公共団体による対象月におけるまん延防止等重点措置等による休業又は時短営業の要請に伴う協力金の支給対象の事業者ではありません。 ⑧国、法人税法別表第1に規定する公共法人ではありません。 ⑨風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)に規定する「性風俗関連特殊営業」又は当該営業にかかる「接客業務受託営業」を行う事業者ではありません。 ⑩政治団体、宗教上の組織又は団体ではありません。 ⑪埼玉県から検査・報告・更正のための措置の求めがあった場合は、これに応じます。 ⑫酒類協力支援金の申請書及び提出書類の記載内容や給付又は不給付に関する情報を国及び本店・住所の所在地の自治体に提供することについて同意します。
☐	確認	代表者、役員、従業員又は構成員等が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成30年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団又は反社会的勢力(以下「暴力団等」という。)に属しておらず、かつ、暴力団等が経営に事実上参画していません。
☐	確認	申請書類に記載した内容は事実と相違ありません。申請内容に虚偽が判明した場合は、酒類協力支援金の返還等に応じます。 ※この場合、酒類協力支援金と同額の連帯金の支払いを求められることがあります。

承諾する

4.申請

1 0月分を申請

- 1.国月次支援金を受給している（売り上げが50%以上減少している場合）か「はい」「いいえ」のどちらかを選択してください。
- 2.前項で「はい」を選択された方は申請番号を入力してください。
- 3.2021年の売上と比較するための基準とする年を「2019年」「2020年」から選択してください。
- 4.「基準とする年の10月の売上（A）」をご入力ください。（※月間売上の確認方法は次ページ）
- 5.「2021年10月の売上（B）」をご入力ください。
- 6.自動で減少額や申請金額が表示されますので、ご確認ください。

10月分の酒類協力支援金について

(1)

国月次支援金を受給している（売り上げが50%以上減少している場合）★

☒

申請番号

(2) 事業収入（売上高）の減少額

基準とする年★

☐ 2019年 ☐ 2020年

基準とする年の10月の売上（A）（半角数字のみ）★

2021年10月の売上（B）（半角数字のみ）★

売上減少額(A)-(B)

-円 (C)

売上減少率(1%未満切り捨て)(C)÷(A)× 100

-%
(15%以上であること)

※売上額の確認は次ページ参照
※記載する内容は、添付書類と一致させてください。

10月分の酒類協力支援金の金額(千円未満切り捨て)

-円

国月次支援金受給額
「はい」を選択した人のみ。

-円

② 売上減少率に基づく上限額

申請金額

・中小法人等の場合

15%以上50%未満：20万円

50%以上70%未満：0円

70%以上90%未満：30万円

90%以上：50万円

・個人事業者の場合

15%以上50%未満：10万円

50%以上70%未満：0円

70%以上90%未満：15万円

90%以上：25万円

①と②のいずれか低い方の金額(千円未満切り捨て)

0円

4.申請

1. 基準月（2019年又は2020年10月）の売上確認について

(1) 中小法人等の売上を確認する場合

「法人事業概況説明書」にて月別の売上高を確認し、入力フォーム「基準とする年の10月の売上（A）」に入力してください。

※売上に、国や地方公共団体による新型コロナウイルス対策に関連する給付金や補助金等（持続化給付金、家賃支援給付金、埼玉県中小企業・個人事業主支援金、埼玉県中小企業・個人事業主等家賃支援金等）が含まれる場合は、除いてください。

法人事業概況説明書 F 8 1 0 0 5

① 法人番号

② 法人名称

③ 代表者氏名

④ 代表者住所

⑤ 代表者電話番号

⑥ 代表者メールアドレス

⑦ 代表者役職

⑧ 代表者生年

⑨ 代表者性別

⑩ 代表者婚姻状況

⑪ 代表者学歴

⑫ 代表者職歴

⑬ 代表者経歴

⑭ 代表者経歴

⑮ 代表者経歴

⑯ 代表者経歴

⑰ 代表者経歴

⑱ 代表者経歴

⑲ 代表者経歴

⑳ 代表者経歴

㉑ 代表者経歴

㉒ 代表者経歴

㉓ 代表者経歴

㉔ 代表者経歴

㉕ 代表者経歴

㉖ 代表者経歴

㉗ 代表者経歴

㉘ 代表者経歴

㉙ 代表者経歴

㉚ 代表者経歴

㉛ 代表者経歴

㉜ 代表者経歴

㉝ 代表者経歴

㉞ 代表者経歴

㉟ 代表者経歴

㊱ 代表者経歴

㊲ 代表者経歴

㊳ 代表者経歴

㊴ 代表者経歴

㊵ 代表者経歴

㊶ 代表者経歴

㊷ 代表者経歴

㊸ 代表者経歴

㊹ 代表者経歴

㊺ 代表者経歴

㊻ 代表者経歴

㊼ 代表者経歴

㊽ 代表者経歴

㊾ 代表者経歴

㊿ 代表者経歴

① 法人番号

② 法人名称

③ 代表者氏名

④ 代表者住所

⑤ 代表者電話番号

⑥ 代表者メールアドレス

⑦ 代表者役職

⑧ 代表者生年

⑨ 代表者性別

⑩ 代表者婚姻状況

⑪ 代表者学歴

⑫ 代表者職歴

⑬ 代表者経歴

⑭ 代表者経歴

⑮ 代表者経歴

⑯ 代表者経歴

⑰ 代表者経歴

⑱ 代表者経歴

⑲ 代表者経歴

⑳ 代表者経歴

㉑ 代表者経歴

㉒ 代表者経歴

㉓ 代表者経歴

㉔ 代表者経歴

㉕ 代表者経歴

㉖ 代表者経歴

㉗ 代表者経歴

㉘ 代表者経歴

㉙ 代表者経歴

㉚ 代表者経歴

㉛ 代表者経歴

㉜ 代表者経歴

㉝ 代表者経歴

㉞ 代表者経歴

㉟ 代表者経歴

㊱ 代表者経歴

㊲ 代表者経歴

㊳ 代表者経歴

㊴ 代表者経歴

㊵ 代表者経歴

㊶ 代表者経歴

㊷ 代表者経歴

㊸ 代表者経歴

㊹ 代表者経歴

㊺ 代表者経歴

㊻ 代表者経歴

㊼ 代表者経歴

㊽ 代表者経歴

㊾ 代表者経歴

㊿ 代表者経歴

月間の売上高

4.申請

1. 基準月（2019年又は2020年10月）の売上確認について

(2)個人事業者（青色申告）の売上を確認する場合

「青色申告決算書」にて月別の売上高を確認し、入力フォーム「基準とする年の10月の売上（A）」に入力してください。

※売上に、国や地方公共団体による新型コロナウイルス対策に関連する給付金や補助金等（持続化給付金、家賃支援給付金、埼玉県中小企業・個人事業主支援金、埼玉県中小企業・個人事業主等家賃支援金等）が含まれる場合は、除いてください。

令和 0 年分

フリガナ
氏 名

F A 3 0 2 5

標準
番号

提出用
(令和二年分以降用)

○月別売上(収入)金額及び仕入金額

月	売上(収入)金額	仕入金額
1		
2		
3		
4		
5		
6		
7		
8		
9		
10		
11		
12		
家事 消費等 雑収入		
計		
うち継続 課税対象		

月間の売上高

○給料賃金の内訳

氏 名		年齢	従事 月数	支 給 額			所得税及び復興特別 所得税の額と徴収税額
		歳	月	給料賃金	賞 与	合 計	
				円	円	円	円
その他(人分)							
計	延べ従事者数						

○専従者給与の内訳

氏 名			続柄	年齢	従事 月数	支 給 額			所得税及び復興特別 所得税の経費徴収税額
			続	歳	月	給 料	賞 与	合 計	
						円	円	円	円
計				累へぼ 累へぼ					

○貸倒引当金繰入額の計算（この計算に当たっては、「決算の手引き」の「貸倒引当金」の項を参照してください。）

	金 額
別 別 評 価 に よ る 本 年 分 繰 入 額 （貸倒引当金の繰入額又は繰戻金等による収入）	①
一括評価に よる本年分 繰入額	②
本年分繰入限度額 （②×3.5%（金額は3.3%））	③
本年分繰入額	④
本年分の貸倒引当金繰入額 （①+④）	⑤

○青色申告特別控除額の計算（この計算に当たっては、「決算の手引き」の「青色申告特別控除」の項を参照してください。）

	金 額
本年分の不動産所得の金額（青色申告特別控除額を差し引く前の金額）	⑥
青色申告特別控除前の所得金額（1ページの「税額計算書」の⑤の金額をみてください。）	⑦
85万円又は50万円の青色申告特別控除を受ける場合	⑧
青色申告特別控除額（45万円又は50万円-⑧とのいずれか少ない方の金額）	⑨
上 記 以 外	⑩
10万円と⑩のいずれか少ない方の金額（不動産所得から差し引かれる青色申告特別控除額です。）	⑪
の 場 合 青 色 申 告 特 別 控 除 額（10万円-⑪とのいずれか少ない方の金額）	⑫

(注) 貸倒引当金、専従者給与や3ページの割増（特別）償却以外の特典を利用する人は、適宜の用紙にその明細を記載し、この決算書に添付してください。

4.申請

1. 基準月（2019年又は2020年10月）の売上確認について

(3)個人事業者（白色申告）の売上を確認する場合

提出書類「所得税の確定申告書第一表の控え」にて売上確認を行います。

月間の事業収入ではなく、「年間の個人事業収入÷12」により算出した額が9月基準額となります。この額を入力フォーム「基準とする年の10月の売上（A）」に入力してください。

※売上に、国や地方公共団体による新型コロナウイルス対策に関連する給付金や補助金等（持続化給付金、家賃支援給付金、埼玉県中小企業・個人事業主支援金、埼玉県中小企業・個人事業主等家賃支援金等）が含まれる場合は、除いてください。

令和〇〇年 月 日 令和〇〇年分の所得税及び復興特別所得税の申告書B FA0125

住所 氏名 性別 生年月日

「年間の事業収入÷12」が基準額とする売上に該当

収入金額等

所得金額

所得から

第一表（令和元年分以降用）

復興特別所得税額の計算

その他にある項目「青色申告特別控除」に金額の入力のない方が、白色申告をされた方となります。

4.申請

2. 対象月（2021年10月）の売上確認について【中小法人等・個人事業者共通】

売上台帳等（売上台帳、帳面その他の対象月の属する事業年度の確定申告の基礎となる書類）にて確認を行います。この額を入力フォーム「2021年10月の売上（B）」に入力してください。

※売上に、国や地方公共団体による新型コロナウイルス対策に関連する給付金や補助金等（持続化給付金、家賃支援給付金、埼玉県中小企業・個人事業主支援金、埼玉県中小企業・個人事業主等家賃支援金等）が含まれる場合は、当該現金給付の額を除いて売上の金額を算出します。

（例）売上台帳

2021年10月

売上日	摘要		売上
10月1日	〇〇店	商品A	11,000
10月5日	△△屋	商品B	55,000
10月12日	(株) ◆◆	商品A	38,500
10月20日	〇〇〇協力金		100,000
10月19日	(株) ◆◆	商品A	55,000
10月26日	(株) ◆◆	商品B	55,000
10月30日	◇◇◇店	商品A	165,000
10月計			479,500

※

売上高を確認
※確定申告書の売上高に記載するものと同様の方法で算出したもの。

479,500-100,000（〇〇〇協力金）＝

379,500

対象

※新型コロナウイルス対策に関連する給付金等は売上に計上しない

※「埼玉県感染防止対策協力金」及び「埼玉県大規模施設等協力金」の給付を受けている、もしくは給付を受けていなくても給付対象となっている場合は本協力支援金の対象外となりますので、ご注意ください。

4.申請

8. **2019年又は2020年**の**10月**の取引先飲食店の情報を入力してください。

※記載する品名等の内容は、添付書類の内容と一致させてください。

添付書類→⑤酒類の提供停止等を伴う休業・時短営業要請に応じた飲食店等と反復継続した取引をしていることがわかる書類のコピー又は写真

(例) 請求書、納品書、領収書、帳簿書類、取引をしている通帳など

2019年10月又は2020年10月の取引

飲食店等の事業者名

株式会社サイタマレストラン

飲食店等

グリルサイタマ 川越店

埼玉県 ▼

市区町村

川越市元町

丁目 番地 等その他

●-●-●

電話番号

012-345-6789

日付

2019/10/12

取引内容1

品目

赤ワイン

40 本

2019/10/28

取引内容2

品目

白ワイン

数量

20本

月に1回の取引のみ
である場合は、その理由

必ず基準月（2019年10月
又は2020年10月）の取引
を記入してください。

酒類が含まれない取引は、
取引実績にカウントしません。

4.申請 ファイルアップロード

9.赤枠内にて該当項目のみをアップロードしてください。

10.全て入力、アップロードが完了したら、「登録」ボタンをクリックして、申請は完了です。

(注)事務手続き上必要となりますので、対象月(10月)の売上減少率が15%以上30%未満の場合は、前月(2021年9月)分の売上が確認できる書類(帳簿書類、売上台帳等)を提出してください。

添付書類については
P2～P4をご確認の上、
アップロードをお願いします。

※アップロードファイルの容量制限は9ファイル合計で20MBになります。
20MBを超える場合はメール添付にて事務局までお送り下さい。

④-2 売上が確認できる書類のコピー又は写真【対象月】帳簿書類、売上台帳等★
(注)事務手続き上必要となりますので、対象月(10月)の売上減少率が15%以上30%未満の場合は、前月(9月)の同書類も提出してください。なお、酒類協力支援金(9月分)の申請が済んでいる場合は、改めて提出していただく必要はありません。
※基本的な事項(対象月、日付、商品名、販売先、取引金額、合計金額等)が記載されているものを提出してください。
※形式の指定はありません。

ファイルを選択 選択されていません

ファイルを選択 選択されていません

ファイルを選択 選択されていません

⑤ 酒類の提供停止等を伴う休業・時短営業要請に応じた飲食店等と反復継続した取引をしていることがわかる書類のコピー又は写真
(例)請求書、納品書、領収書、帳簿書類、取引をしている通帳など
※添付書類の当該部分が分かるように、マーカー等で印を付けてください。
※間接取引の場合は、販売する商品が飲食店等に届いていることを確認できるものを提出してください。

ファイルを選択 選択されていません

ファイルを選択 選択されていません

ファイルを選択 選択されていません

⑦ 国月次支援金の給付通知書(月次支援金の振り込みのお知らせ)のコピー又は写真
※売上減少率が50%以上の場合のみ提出してください。

ファイルを選択 選択されていません

ファイルを選択 選択されていません

ファイルを選択 選択されていません

登録 戻る

ご登録後、申請内容の修正・添付ファイルの修正がオンライン上で変更できなくなります。
ご登録前に今一度ご確認ください。

※修正等ございましたら、メールにてお問合せ下さい。
(※必ずお問い合わせ番号：005278-xxxxxxx(7桁)をご記載下さい)

5.申請内容確認 ログイン

1.TOPページに左上の「ログイン」ボタンをクリックしてください。

埼玉県酒類販売事業者等協力支援金(10月分)

はじめての方へ

ログイン

申請する

誓約事項

誓約事項

申請

申請確認

個人情報の取扱いについて

NEWS & TOPICS

埼玉県酒類販売事業者等協力支援金(10月分)

申請期間：2021/11/1(月)～2022/2/15(火)

概要

埼玉県酒類販売事業者等協力支援金の[申請要領はこちら](#)をご確認ください。
なお、事業の詳細については埼玉県ホームページ「[埼玉県酒類販売事業者等協力支援金について](#)」よりご確認ください。(外部サイトにリンクしています。)

給付対象者

- ・2021年10月の月間売上が、2019年又は2020年の同月比で15%以上減少している事業者(売上減少率が50%以上70%未満の場合を除く)
- ・2021年10月の月間売上が、2019年又は2020年の同月比で50%以上減少している場合は、国月次支援金を受給している事業者

申請方法について

新規申請をする方は申請要領を確認の上、
[「こちらの支給対象の確認」](#)から申請をしてください。

既に7月、8月、9月分をオンラインにて申請済の方は
申請要領を確認の上、
[「こちらからログイン」](#)より10月分の申請をしてください。

5.申請内容確認 ログイン

- 2.申請時にご登録いただいたID(E-mailアドレス)とパスワードをご入力ください。
- 3.ログインが完了すると、自動で遷移致します。

はじめての方へ

ログイン

申請する

誓約事項

申請確認

個人情報の取扱いについて

申請者情報登録

ログイン

初めてオンライン申請される方は、右下の【新規利用登録】からお進みください。すでにオンライン申請を済ませている方は、ログインID、パスワードの入力により、申請状況を確認することができます。なお、ログインID及びパスワードは忘れずに保管してください。

ログインID・パスワードをお持ちの方

初めての方

ログインID(E-mailアドレス)とパスワードを
入れてください。

ログインID:
パスワード:

ログイン

新規利用登録

パスワードを忘れた方はこちら

※電子メールによるパスワードの通知を希望されない場合は、お手数ですが電話にてコールセンターまでお問い合わせください。

PAGE TOP

5.申請内容確認

- 4.画面左側メニューバーより「申請確認」をクリック
 - 5.受付番号をクリックすると、申請済み内容の確認ができます。
- ※現在の審査状況は「審査の状況」項目にて、ご確認ください。

はじめての方へ

ログイン

申請する

誓約事項

誓約事項

申請

申請確認

個人情報の取扱いについて

NEWS & TOPICS

埼玉県酒類販売事業者等協力支援金（10月分）

申請期間：2021/11/1（月）～2022/2/15（火）

概要

埼玉県酒類販売事業者等協力支援金の[申請要領はこちら](#)をご確認ください。
なお、事業の詳細については埼玉県ホームページ「[埼玉県酒類販売事業者等協力支援金について](#)」よりご確認ください。（外部サイトにリンクしています。）

給付対象者

2021年10月の月間売上額が、2020年又は2020年の同月比で+5%以上増加している者

操作日時	受付 番号	種 別	氏名カナ	申請金額	審査状況	確認
	e4	申請		0	書類受領	
	o1	誓約事項		0		

問合せ先

埼玉県酒類販売事業者等協力支援金事務局 コールセンター

電話番号：048-658-7701

受付時間：午前9時から午後6時まで（土日・祝日を含む）

e-mail：saitama_shuruihanbai@nta.co.jp